

理事の職務権限規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人全国病院理学療法協会（以下、「この法人」という。）の定款第23条第5項の規定に基づき、理事の職務権限を定め、公益法人としての業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(法令等の遵守)

第2条 理事は、法令、定款及びこの法人が定める規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定めるこの法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

第2章 理事の職務権限

(理事)

第3条 理事は、理事会を組織し、法令、定款及びこの法人の規程、規約等に従って、職務を分担、遂行し、定款の定めるこの法人の業務の執行に参画する。

(代表理事及び業務執行理事)

第4条 理事のうち1名を会長とし、会長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という）の代表理事とする。

2 会長を除く理事のうち、2名を副会長とし、この2名をもって、法人法上の業務執行理事とする。

(会長)

第5条 会長の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 代表理事としてこの法人を代表し、その業務を執行する。
- (2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- (3) 毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(副会長)

第6条 副会長の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を分担する。

- (2) 会長に事故あるとき又は欠けたときは、理事会が予め決定した順序によってその職務を代行する。ただし、会長の代表権に係る職務権限を除く。
- (3) 毎事業年度毎に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

第 7 条 削除

(補則)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改廃)

第 9 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下、「整備法」という）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 令和 8 年 6 月 13 日 理事会 第 4 条 2 の変更 第 7 条削除

別 表

1. 会長

事業計画・予算案の作成、事業報告・決算案の作成、人事・給与制度の立案、重要な使用人以外の者の任用に関する事、事務局職員の任罷、国外出張に関する事、契約の締結、法人の諸規程に基づく支出以外の支出の決済（一件につき10万円以上の支出）、基金に関する事項、訴訟に関する事、外部に対する文書の発簡（特に重要なもの）、渉外に関する事項及び催事への主催者としての参加

2. 副会長

渉外に関する事項、催事への主催者としての参加、外部機関との連絡調整